

第1編 租税法総論

第1章 租税法の解釈と適用

論証1 「住所」の意義（最判平 23.2.18〔富士事件〕【百選 B 14】）

納税者の主観において租税回避目的が存するような場合に、そのような目的が「住所」（所得税法2条1項3号）の有無の判断に影響を及ぼすか。

所得税法は、民法上の概念である「住所」を用いて課税要件を定めている。そして、借用概念は、別意に解すべき特段の事由がない限り、他の法分野におけるのと同じ意義に解釈するのが、租税法律主義、法的安定性の要請に合致する。

そこで、「住所」とは、民法と同様に、生活の本拠すなわちその者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すと解する。そして、一定の場所が住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決される。

- ※ 借用概念については、別意に解すべき特段の事情がない限りは、借用元概念と同一に解釈するのが裁判例の傾向
- ※ 最判平 9.9.9【百選 50】は、配偶者控除制度における「配偶者」（所得税法83条、83条の2）の意義についても、民法上の「配偶者」の意義と同一に解し、内縁関係にある者を含まないとする

論証2 租税回避行為と否認（東京高判平 11.6.21【百選 B 18】、最判平 23.2.18〔富士事件〕【百選 14】参照）

明文の規定がない場合にも、租税回避行為を否認することができないか問題となるが、租税法律主義のもと、法律の根拠がない限りは、租税回避行為の否認は認められないと解する。